

# 産前産後休業終了時報酬月額改定申出書

神戸市職員共済組合

組合員が記入するところ	所属コード				所属名	電話					
	組合員証の記号・番号	記号		番号			産前産後休業終了前の標準報酬月額	等級	円		
	フリガナ						生年月日	昭和・平成	年	月	日
	組合員氏名						生年月日	平成・令和	年	月	日
	フリガナ						生年月日	平成・令和	年	月	日
	産前産後休業に係る子の氏名						生年月日	平成・令和	年	月	日
産前産後休業取得期間	(開始日) 平成・令和 年 月 日					(終了日) 平成・令和 年 月 日					
<p>地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。</p> <p>神戸市職員共済組合理事長 宛 令和 年 月 日</p> <p>(郵便番号 - )</p> <p>住所 _____</p> <p>申出者 _____ 電話( ) - _____</p> <p>氏名 _____ (印)</p>											
所属証明欄	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日										
	所属所長	補職名 _____								組合員の所属の事務担当者(保険事務取扱者)の印	
	氏名	_____ (印)								この内容を他に知られたくないときは、上欄の押印を省略できます。	

《提出にあたっての注意事項》

- 上記の太線の枠内を記入し、所属で証明を受けてから提出してください。
- 産前産後期間とは、地方公務員等共済組合法第114条の2の2第1項に規定する出産日(出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産日後56日までの期間をいいます。(産前休業の期間(出産予定日以前56日)とは異なります。)
- 産後休業終了日の翌日に育児休業を取得している人は、「産前産後休業終了時報酬月額改定」を申し出ることができません。
- 「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限ります。
- 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項または第10条第1項による派遣職員の方は、「所属」を「派遣先団体」と読み替えてください。

共済組合受付印
---------

共済組合事務処理欄					
下記のとおり決定する。 令和 年 月 日					
同	事務局次長	庶務係長	係	標準報酬改定月	令和 年 月
				改定後標準報酬月額	等級 円
		支払基礎日数	固定的給与	非固定的給与	合計
	年 月	日	円	円	円
	年 月	日	円	円	円
	年 月	日	円	円	円